

誓約・同意書

私は「飲食店等に対する営業時間短縮協力金」の早期給付を申請するにあたり、下記のすべての内容について、誓約・同意いたします。

記

1. 誓約事項

1	支給要件を全て満たしています。
2	令和3年7月12日から8月22日の期間において大阪府が実施する営業時間短縮要請等を遵守します。また、期間中において、要請の内容が変更になった場合についても、変更後の要請を遵守します。要請期間中は、営業時間を短縮していることや酒類の提供について大阪府の要請を遵守していることを店舗に掲示します。
3	大阪府の営業時間短縮協力金を初めて受給して以降、継続して営業時間短縮等の要請を遵守しています。
4	令和3年7月12日から8月22日の要請期間について、後日、営業時間短縮協力金の本申請を行います。
5	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。

2. 同意事項

1	申請内容に支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、本協力金全額の返還と違約金及び返還に要する費用の支払いに応じます。
2	大阪府から店舗の活動状況に関する調査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。また、申請内容に疑義があった場合に、大阪府が申請店舗の関係者に対して本申請の内容について調査することに同意します。
3	支給又は不支給に関する情報並びに申請書類に記載した情報について、税務情報として使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合は、税務情報として提供することについて同意します。
4	支給又は不支給に関する情報並びに申請書類に記載した情報について、大阪府の他の協力金等の事業（協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。）における審査、支給等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することについて同意します。
5	申請書類に記載した情報を、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意します。
6	個人情報の取扱いに関して、本協力金の審査・支給に関する事務に限り、大阪府が事務の一部を委託する事業者提供することに同意します。
7	申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正することに同意します。
8	申請内容の不備等が、大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、大阪府が当該申請は取り下げられたものとみなすことについて同意します。
9	支給決定後、申請等の不備による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により、大阪府が指定する期限までに当該不備を解消できないときは、申請者は本協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし、当該支給決定を取り消すことに同意します。

大阪府知事 様

誓約日 令和3年 月 日

本店所在地

(個人事業主の住所)

事業者名

(法人名又は屋号)

代表者名

(個人事業主の氏名)

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

【注意】誓約日・所在地・事業者名・代表者名の記載がない場合、早期給付できない場合がありますのでご注意ください。